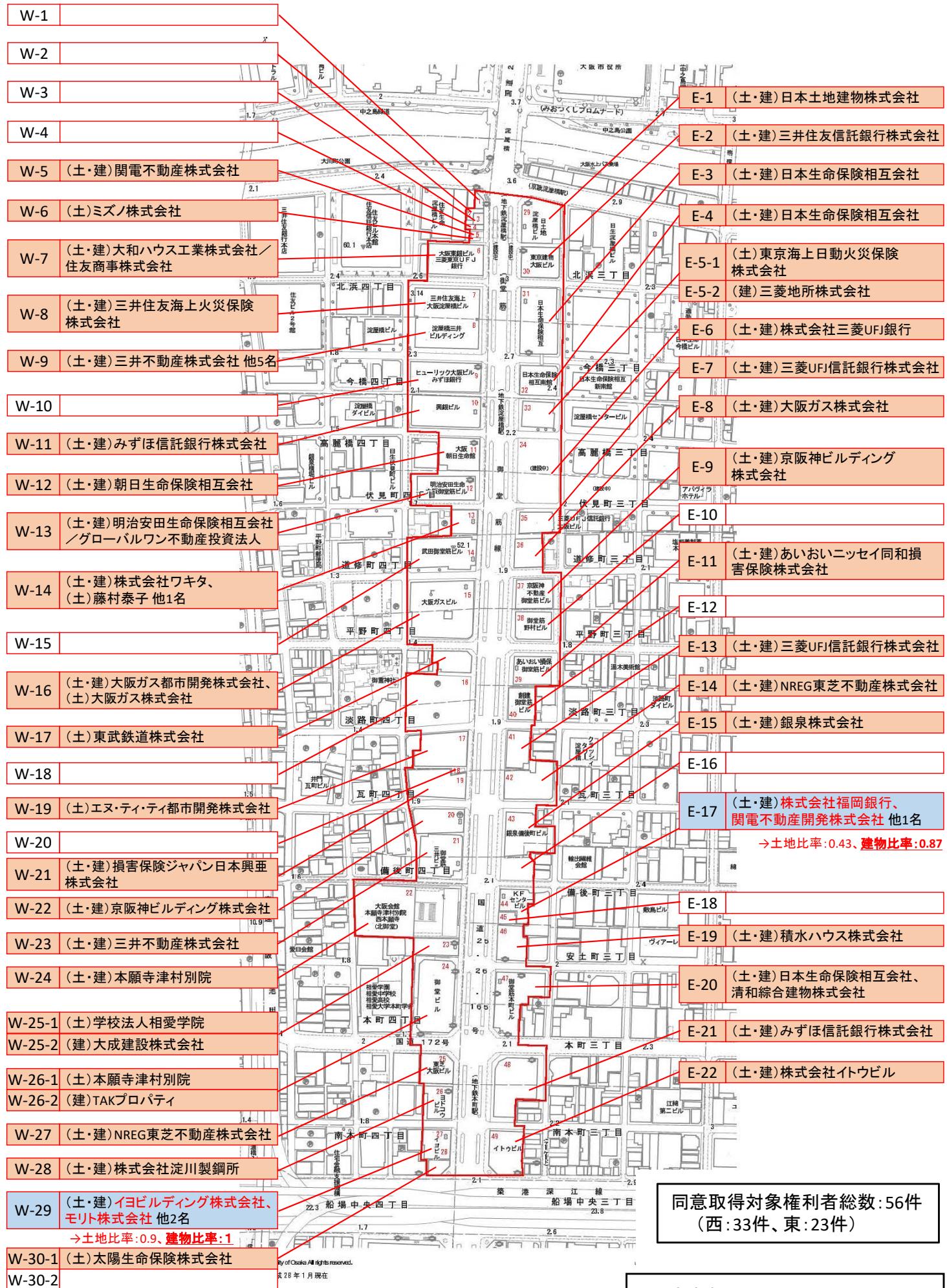


## ■御堂筋本町北地区広告サインに係る地域ルール(地域景観づくり協定) 同意取得状況



同意取得対象権利者総数:56件  
(西:33件、東:23件)

同意者数:(A)41 + (B)1.87 = 77%  
権利者総数:56  
(A)のみでも同意率は73% (=41÷56)

(A) 土地所有者等すべての権利者の同意を取得済み → 計39件

(B) 共有や区分所有案件で、一部の土地所有者等の同意を取得済み → 計1.87件

# 御堂筋本町北地区廣告・サインに係る地域ルール 運用までのスケジュール

2月	3月	4月	5月	6月	7月以降
	●2/26(水)ガイドライン推進部会 委員会メンバー募集				
	●3/6(金)協定の認可(大阪市HP公表) 暫定運用開始				
		委員会メンバー調整、アドバイザー調整、 情報の取り扱いなどの審査詳細調整			
		●4月 ガイドライン推進部会			
			6月 総会・まちづくり検討会●		
				運用開始	

2020年1月6日締結  
(2020年1月24日同意者追加)

御堂筋本町北地区  
広告・サインに係る地域ルール  
【地域景観づくり協定】

第1条 目的

本ルール（以下、「本協定」という。）は、「大阪市景観計画」ならびに「御堂筋デザインガイドライン 御堂筋本町北地区」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、「大阪市都市景観条例（以下、「景観条例」という。）」第39条に基づく「地域景観づくり協定」として、広告・サイン（以下、「広告物等」という。）のデザインや掲出方法の作法を定めるとともに、地域が主体的に運用する仕組みを規定することにより、御堂筋沿道の魅力向上と良好なまちなみ形成を図ることを目的とする。

第2条 対象区域

本協定の対象となる土地の区域（以下、「本協定区域」という。）は、大阪市中央区の土佐堀通から中央大通までの御堂筋に面する土地の区域とする。

第3条 まちづくりの方針

本協定区域内では、広告物等の設置方法や表示方法の誘導を通じて、歩行者空間におけるにぎわいを演出しながら、わかりやすくするとともに、御堂筋沿道での景観を整えることにより、上質なにぎわいと風格あるビジネス地区にふさわしいまちなみの形成を図るものとする。

○にぎわいを演出する：上質なにぎわいを演出するよう、節度あるデザイン性の高い広告・サインとするとともに、低層部の透過性のある壁面を活かして屋内外の活動の視認性を確保するなど、楽しく快適に歩けるまちなみを創出する。

○わかりやすくする：ビルやテナント名称等は、情報を整理し、目につきやすい場所に効果的に配置するなど、際立ち過ぎず、乱雑な印象を与えないよう、歩行者にとってわかりやすいサインとする。

○景観を整える：人目に付きやすい広告物等は、ビル意匠と一体的にデザインし、位置や大きさを整えるなど、周辺の建物と調和させ、御堂筋沿道において風格のある整ったまちなみを形成する。

第4条 対象行為等

- ・本協定を適用する対象となる広告物等は、民間敷地内において、土地及び建築物等に設置するもの並びに建築物低層部（2階以下。以下同様。）の御堂筋に面したガラス面の室内側に近接して主に沿道の通行者に向けて掲出するものとする。
- ・本協定の協議対象となる行為は、広告物等を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合とする。

## 第5条 設置基準

前条に定める広告物等について、ガイドラインに加えて、第6条から第11条までの基準を設ける。本基準は、公共空間から沿道の建物内部を含む御堂筋全体としての見え方やまちなみ景観のあり方を踏まえて、第13条に基づく協議やデザイン審査を行ううえでの判断基準をまとめたものである。なお、審査の実施にあたり別途マニュアルを定める。

## 第6条 広告物等の意匠等に関する基準

- ・広告物等の形態や意匠、設置位置等は、御堂筋沿道など周辺のまちなみや建築物と調和のとれたものとする。
- ・掲出数や情報量を抑えるとともに、商品等の直接的、過剰な表現を避ける。
- ・集約して設置し、複数設置する場合は、統一したデザインとするほか、位置や大きさを揃え、まちなみとしての統一感や連続性が演出されるよう配慮する。
- ・色彩に配慮し、高彩度の利用を抑える。

## 第7条 建物壁面に掲出する広告物等に関する基準

- ・自己の氏名、名称、商標、ビル名称、主要な施設や店舗の名称を表示するものとする。
- ・周辺建物の掲出方法も参考し、まちなみとしての連続性に配慮する。
- ・ビル本体の素材感を失わない切り文字を基本とし、看板やバックパネルを設ける場合は、大きさや色彩に配慮する。
- ・低層部に複数のテナントを表示する場合は掲出位置を定める又は揃えるなど、統一感や連続性に配慮する。

## 第8条 建物から突出する広告物等に関する基準

### (1) 共通基準は次の通りとする。

- ・店舗等の名称を表示するもの、及び第11条に規定する期間限定広告とする。
- ・建築物の低層部に設置し、建築物の外観や店舗デザインとの一体感に配慮する。
- ・複数設置する場合は、大きさを揃え、一列に配置するなど、位置や大きさを統一する。

### (2) バナーフラッグに関する基準は次の通りとする。

- ・歩行者の通行空間や視線に配慮しつつ、適度な数、間隔となるよう連続的に設置する。
- ・まちなみとしての一体感を持ちつつ、通行者の目を楽しませ、まちを彩るよう、大きさ、形状、色彩、素材等に配慮する。

### (3) 袖看板（ブラケット）広告物等に関する基準は次の通りとする。

- ・設置数を抑えるとともに、設置高さや位置を揃える。
- ・突出し幅や表示面積を少なくし、形状やデザインを工夫する。

### (4) オーニングに関する基準は次の通りとする。

- ・広告を表示する場合、位置は先端部分に限定し、建物名称、テナント名称、ロゴマーク程

度の記載を基本とする。

- ・歩行者の日よけや雨よけとなるよう、デザインや大きさ、色彩や素材等に配慮する。
- ・汚れや色あせ等に対するメンテナンス性にも配慮した素材とする。

#### 第9条 ガラス面を利用又は室内側に近接して掲出・設置する広告物等に関する基準

##### (1) ガラス面に直接貼り付ける広告物等に関する基準は次の通りとする。

- ・形状や掲出位置を揃えるなど、建物との調和に配慮し、建物内と通り双方の見通しが確保されるようにする。
- ・切り文字を基本とし、色彩や大きさにも配慮して簡潔な表示方法とする。

##### (2) ガラス面の内側に近接して掲出・設置し、主に沿道の通行者に向けて掲示する広告物等に関する基準は次の通りとする。

- ・室内のアクリティビティや商品と一体的にデザインするなど、建物内と通り双方の見通しを確保し、歩く楽しみやにぎわいを演出する。
- ・建物ファサード全体での調和に配慮する。
- ・パネル等に掲出する場合は、形状や掲出位置を揃え、乱雑な印象を与えないよう配慮する。
- ・掲出数や情報量を抑えるとともに、商品等の直接的、過剰な表現を避け、色彩に配慮するなど、表現方法に工夫を行う。
- ・やむを得ずガラス面をふさぐ場合は、ウインドウディスプレイのような装飾的な工夫を行う。

#### 第10条 地上に設置する広告物等に関する基準

##### (1) 案内板・集合サインに関する基準は次の通りとする。

- ・建物の入口付近など目につきやすい場所に設置し、歩行者の妨げとならないよう配慮する。
- ・ヒューマンスケールを超えない大きさとし、建物と調和したデザインとする。
- ・施設案内や集合サインなど複数設置する場合は、統一したデザインとする。

#### 第11条 期間限定広告物等に関する基準

- ・暫定利用やイベント対応時の広告物等については、第5条から第10条までに規定する基本的な考え方を踏まえつつ、地域で連携したイベント時など、特に、御堂筋沿道全体としてのにぎわい創出に資する場合は、設置期間等について柔軟に扱うものとする。

#### 第12条 委員会の設置

- ・本協定の円滑な執行と適切な運用を図るため、一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク内に、本協定を締結した者の代表者として「御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会」（以下、「委員会」という。）を設ける。
- ・委員会は、次の業務を行うものとする。
  - ①本協定の協議対象となる案件の審査、承認
  - ②本協定の見直し案の作成

- ③本協定の運用に際して必要な各種規定やマニュアルなどの作成、見直し
  - ④景観条例第39条に規定する地域景観づくり協定に関する手続き
  - ⑤その他、本協定の目的実現に必要な事項
- ・委員会の組織や協議の実施については、別途要綱に定める。

#### 第13条 本協定に基づく協議

- ・本協定区域内において、本協定第4条に規定する行為を行おうとする者は、本協定の目的や基準に即して広告物等を計画し、あらかじめ委員会に届出を行うとともに、必要な協議を行うものとする。
- ・詳細な手続きについては、別途要綱に定める。

#### 第14条 土地所有者等の義務

- ・本協定区域内の土地所有者等は、区域内に有する土地の所有権又は建築物等の所有を目的とする地上権や借地権を、他の者に移転した場合には、本協定の内容について、移転後の土地所有者等に周知し、承継させなければならない。
- ・土地所有者等は、所有する土地や建物の部分を占有する第3者に対して、本協定を遵守させるよう努めるものとする。

#### 第15条 有効期間

- ・本協定は、景観条例第40条第5項の規定による大阪市長の認定の公告があった日（以下、「認定日」という。）から効力を有し、有効期間は認定日から起算して10年間とする。
- ・前項に定める有効期間内に、本協定区域内の土地所有者等の過半数による異議申し立てがない限り、本協定は有効期間満了の日の翌日から起算して10年間更新されるものとする。

#### 第16条 変更又は廃止

- ・本協定を変更又は廃止しようとする場合は、変更については本協定締結者の全員の同意、廃止については本協定締結者の過半数の同意を得て、景観条例第41条第1項に基づき大阪市長に届出なければならない。

#### 第17条 本協定の締結後の加入

- ・本協定の締結後、土地所有者等が新たに本協定に加入しようとする場合は、委員会に申し出て同意手続きを行うものとする。

#### 第18条

- ・本協定に規定するもののほか、本協定の運用等に関する必要な事項は、一般社団法人御堂筋まちづくりネットワークが定めるものとする。

【区域図：本協定の対象となる区域】



Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.  
地形図：平成28年1月現在

【別表】

・本協定の締結者（土地所有者等）

協定締結者	法人の場合代表者氏名	住所
日本土地建物株式会社	取締役社長 平松哲郎	東京都千代田区霞が関 1 丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社	支配人 吉田浩	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号 東京都港区芝 3 丁目 33 番 1 号
日本生命保険相互会社	代表取締役 中村克	大阪市中央区今橋 3 丁目 5 番 12 号
東京海上日動火災保険株式会社	取締役社長 広瀬伸一	東京都千代田区丸の内 1 丁目 2 番 1 号
三菱地所株式会社	執行役員関西支店長 木村透	大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 30 号
株式会社三菱UFJ銀行	代表取締役 谷口宗哉	大阪市中央区伏見町 3 丁目 5 番 6 号
大阪ガス株式会社	代表取締役社長 本荘武宏	大阪市中央区平野町 4 丁目 1 番 2 号
京阪神ビルディング株式会社	代表取締役社長 南浩一	大阪市中央区瓦町 4 丁目 2 番 14 号
三菱UFJ信託銀行株式会社	支配人不動産管理部長 奈良利秀	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号
NREG 東芝不動産株式会社	代表取締役 吉田祐康	東京都港区芝浦 1 丁目 1 番 1 号
銀泉株式会社	代表取締役社長 伊藤雄二郎	大阪市中央区高麗橋 4 丁目 6 番 12 号
株式会社福岡銀行	大阪支店支店長 北慎一郎	大阪市中央区備後町 3 丁目 6 番 2 号
関電不動産株式会社	代表取締役社長 勝田達規	大阪市北区中之島 3 丁目 3 番 23 号
積水ハウス株式会社	代表取締役 仲井嘉浩	大阪市北区大淀中 1 丁目 1 番 88 号
清和綜合建物株式会社	取締役社長 矢野正敏	東京都港区芝大門 1 丁目 1 番 23 号
株式会社イトウビル	取締役社長 伊藤勲	大阪市中央区南本町 3 丁目 6 番 14 号
美津濃株式会社	代表取締役 水野明人	大阪市中央区北浜 4-1-23
大和ハウス工業株式会社	代表取締役 芳井敬一	大阪市北区梅田 3 丁目 3 番 5 号
住友商事株式会社	代表取締役 兵頭誠之	東京都千代田区大手町 2 丁目 3 番 2 号
三井住友海上火災保険株式会社	関西総務部長 布垣光盛	大阪市中央区北浜 4-3-1
三井不動産株式会社	代表取締役社長 萩原正信	東京都中央区日本橋室町 2 丁目 1 番 1 号
大幸建設株式会社	代表取締役 大澤幸子	大阪市西区新町 1 丁目 4 番 21 号
桧山崎株式会社	代表取締役 八瀬誠	大阪市中央区北浜 3 丁目 1 番 6 号
株式会社藤木工務店	代表取締役 藤木玄三	大阪市中央区備後町 1 丁目 7 番 10 号
吉田恵美		西宮市雲井町 3-23
みずほ信託銀行株式会社	支配人 不動産信託部長 矢野通	東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号
朝日生命保険相互会社	代表取締役 木村博紀	東京都千代田区大手町 2 丁目 6 番 1 号
明治安田生命保険相互会社	代表執行役社長 根岸秋男	東京都千代田区丸の内 2 丁目 1 番 1 号
グローバルワン不動産投資法人	代理人 グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社 代表取締役 古城謙治	東京都千代田区麹町 4 丁目 1 番地
株式会社ワキタ	代表取締役 脇田貞二	大阪市西区江戸堀 1 丁目 3 番 20 号

藤村泰子		芦屋市船戸町 8 番 7 号
松尾京子		芦屋市船戸町 8 番 7 号
フジムラ恒産株式会社		大阪市中央区伏見町 4-2-8
大阪ガス都市開発株式会社	代表取締役社長 三浦一郎	大阪市中央区平野町 4 丁目 1 番 2 号
東部鉄道株式会社	取締役社長 根津嘉澄	東京都墨田区押上 1 丁目 1 番 2 号
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	代表取締役社長 中川裕	東京都千代田区外神田 4 丁目 14 番 1 号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	代表取締役 西澤敬二	東京都新宿区西新宿 1-26-1
本願寺津村別院	輪番 山階昭雄	大阪市中央区本町 4 丁目 1 番 3 号
学校法人相愛学院	理事長 金児曉嗣	大阪市中央区本町 4 丁目 1 番 23 号
大成建設株式会社	代表取締役社長 村田誉之	東京都新宿区西新宿 1 丁目 25 番 1 号
株式会社TAKプロパティ	取締役支配人 村上憲二	東京都江東区南砂 2 丁目 5 番 14 号
株式会社淀川製鋼所	代表取締役 二田哲	大阪市中央区南本町 4 丁目 1 番 1 号
イヨビルディング株式会社	代表取締役社長 竹内健	大阪市中央区南本町 4 丁目 2 番 21 号
竹内健		兵庫県西宮市常磐町 5-6
モリト株式会社	代表取締役社長 一坪隆紀	大阪市中央区南本町 4 丁目 2 番 4 号
太陽生命保険株式会社	代表取締役 副島直樹	東京都中央区日本橋 2 丁目 7 番 1 号

・本協定の代表者

本協定の代表者	左記法人の代表者氏名	住所
一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク 御堂筋本町北地区景観づくり 推進委員会	委員長 三好 正人	大阪市中央区本町 4 丁目 1-13 (株)竹中工務店内

**御堂筋本町北地区**

**広告・サインに係る地域ルール**

**マニュアル**

# 1 はじめに

## A) 目的（協定第1条）

- 本ルールは、「大阪市景観計画（2017年変更）」（以下、「景観計画」という。）ならびに「御堂筋デザインガイドライン 御堂筋本町北地区-Ver.1（2014年1月策定）」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、「大阪市都市景観条例」第39条に基づく「地域景観づくり協定」として、広告・サイン（以下、「広告物等」という。）のデザインや掲出方法の作法を定めるとともに、地域が主体的に運用する仕組みを規定することにより、御堂筋沿道の魅力向上と良好なまちなみ形成を図ることを目的とする。

## B) 対象区域（協定第2条）

- 本協定の対象となる土地の区域は、大阪市中央区の土佐堀通から中央大通までの御堂筋及び御堂筋に面する土地の区域とする。

## C) まちづくりの方針（協定第3条）

- 本協定区域内では、広告物等の設置方法や表示方法の誘導を通じて、歩行者空間におけるにぎわいを演出しながら、わかりやすくするとともに、御堂筋沿道での景観を整えることにより、上質なにぎわいと風格あるビジネス地区にふさわしいまちなみの形成を図るものとする。

### ●にぎわいを演出する

上質なにぎわいを演出するよう、節度のあるデザイン性の高い広告・サインとするとともに、低層部の透過性のある壁面を活かして屋内外の活動の視認性を確保するなど、楽しく快適に歩けるまちなみを創出する。

### ●わかりやすくする

ビルやテナント名称等は、情報を整理し、目につきやすい場所に効果的に配置するなど、際立ち過ぎず、乱雑な印象を与えないよう、歩行者にとってわかりやすいサインとする。

### ●景観を整える

人目に付きやすい広告物等は、ビル意匠と一体的にデザインし、位置や大きさを整えるなど、周辺の建物と調和させ、御堂筋沿道において風格のある整ったまちなみを形成する。

## D) 対象行為等（協定第4条）

- 本協定を適用する対象となる広告物等は、民間敷地内において、土地及び建築物等に設置するもの並びに建築物低層部（2階以下。以下同様）の御堂筋に面したガラス面の室内側に近接して主に沿道の通行者に向け天神掲出するものとする。
- 本協定の協議対象となる行為は、主に民間敷地内において、広告物等を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合とする。

## E) 設置基準（協定第5条）

- 前条に定める広告物等について、ガイドラインに加えて、第6条から第11条までの基準を設ける。

本基準は、公共空間から沿道の建物内部を含む御堂筋全体としての見え方やまちなみ景観のあり方を踏まえて、第13条に基づく協議やデザイン審査を行ううえでの判断基準をまとめたものである。なお、審査の実施にあたり別途マニュアルを定める。

## 2 共通事項

### A) 広告物等の意匠等（協定第6条）

- 広告物等の形態や意匠、設置位置等は、御堂筋沿道など周辺のまちなみや建築物と調和のとれたものとする。
- 集約して設置し、複数設置する場合は、統一したデザインとするほか、位置や大きさを抑え、まちなみとしての統一感や連続性が演出されるよう配慮する。

#### 【既往の規定】

＜ガイドライン（2.6.3）＞

- 情報伝達手段である広告やサインは必然的に人目に付きやすいものであることが求められるが、その手段が色遣いやデザイン、数やサイズなどを周囲から「際立たせる」ことに偏ってしまうと、またその行為が近隣で反復されるようになると、逆に必要な情報がうまく伝わらなかったり、乱雑な景観につながったりすることがある。
- 広告やサインは工夫次第で、にぎわいや品格の演出につなげることができる。デザイン性を高めることで人目を引きつける、あるいは掲出方法に一定のルールを設けてすっきりさせることで人目に付きやすくする、という発想に立ち、掲出することがステータスにつながるような質の高い広告・サインの集積地を地域で協力して作っていくよう、各事業者・設置者が広告・サインのデザインや掲出方法を工夫する。



掲出方法にルールを持たせた、統一感のあるテナントのサインの例。



切り文字やバックライトを用いてデザインに配慮した、スマートで表情のあるサインの例。

＜ガイドライン（2.6.1）＞

- 低層部では広告・サインを積極的に許容

#### 【準用されているもの】

＜景観計画（屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区※）＞

- 地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。
- 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格のある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いたものとする。
- 壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。
- 広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。
  - 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。
  - 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。



建物の装飾と一体化したデザイン



植栽ポットをあしらったデザイン



まちなみを演出するデザイン

※御堂筋デザインガイドライン対象区域を除く、御堂筋及び御堂筋に面する敷地（区間／大阪駅前～土佐堀通）に関する基準を記載  
他の重点届出区域（中之島地区に面する建築物・土佐堀通地区）と重複する敷地は、双方の基準を参照する

## B) 広告物等の意匠等＜色彩・形態等について＞（協定第6条）

- 掲出数や情報量を抑えるとともに、直接的、過剰な表現を避ける。
- 色彩に配慮し、高彩度の利用を抑える。

### 【既往の規定】

#### ＜ガイドライン（2.2.3）＞

- （低層部は）中高層部とは異なり自由な色使いを許容するが、御堂筋沿道にふさわしい質の高いものとなるよう配慮すること。

#### ＜ガイドライン（2.2.4）＞

- チェーン店等（例えばコンビニエンスストアやファーストフード店など）については、視認性を高めるとともに一目でそれとわかるよう地域性に関わらずファサードデザインを共通にしたり、広告・サインを大きくしたり、明度・彩度（差）の大きい色を使用したりしている例が見られる。チェーン店等は、御堂筋にふさわしい店舗デザインとなるよう例えば次のようなことに配慮すること。

- 使用する色の明度・彩度を抑える。
- サインを切文字型とするなどして小さくする、または使用する色を減らす
- 企業カラーの掲出範囲を小さくする、または企業カラーをまちなみ合わせて変更する



まちなみ配慮し、日よけテント型のサインを採用しているコンビニエンスストアの例。テントの色は、企業カラーの明度・彩度も落としています。



オフィスビルの意匠にあわせ企業カラーを抑える、切文字型のサインを採用する、窓面広告を掲示しない等の配慮をしているコンビニエンスストアの例。

#### ＜ガイドライン（2.6.1）＞

- 標識等の見通しを阻害するような位置及びこれらとまぎらわしい色彩を避ける。

### 【準用されているもの】

#### ＜景観計画（屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区）＞

- 広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。
  - 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。
  - 文字は、切り文字や箱文字とする。
  - 地色は、壁面と同系色とする。
  - 高彩度の利用を抑える。
  - 人物、キャラクターの意匠は使用しない。
  - 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。

## ＜補足／景観読本（ii-19）＞

- 建築物の外観意匠との調和に配慮して、切り文字や箱文字を配置する。
- 同系色の色彩を使用し、高彩度の色彩を抑えた色彩とすることで、建築物のデザインと調和するよう配慮する。
- 同系色の利用について、同類の色相で、彩度や明度の差が開きすぎないように努める。（※）

※ 付記として、“配色の工夫については「色彩に係る基準」を参照して検討する”との記載があり、現状、市では本ルールを準用して指導している。

### 【参照】「色彩に係る基準」※景観計画（建築物・工作物における景観形成基準／御堂筋地区）

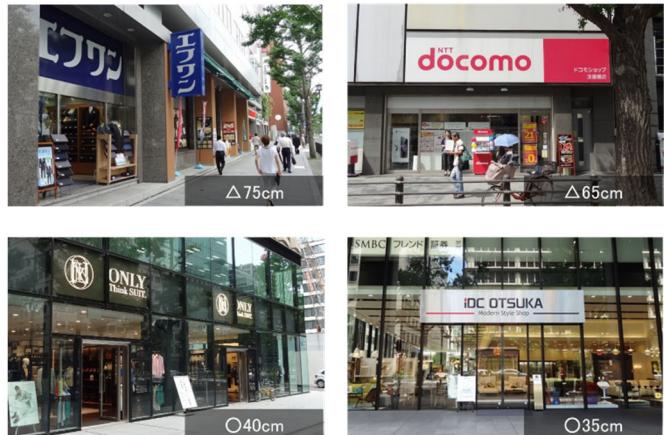
- 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いた色彩とする。
- 周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。
- 色彩は彩度6以下とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）
- 彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付け面積の5分の1未満とする。
- アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。

- 屋外広告物の色彩・形態については、ガイドラインおよび景観計画における記載内容の趣旨を踏まえ、本マニュアルにおいて具体的な目安（大きさの数値、彩度等の数字）を示しながら、一定の基準をもって運用していくことを検討する。
- 具体的な目安としては、良質なデザインとすることを前提に、次のような基準を検討した。
  - ビル本体の素材感を失わない切り文字を基本とする。
  - 低層部に設けるものの一文字の大きさは40cm四方以下を基本とする。
  - やむを得ずバックパネル等を設ける場合は10m<sup>2</sup>以下を基本とする。
  - 圧迫感の強い高彩度の利用はできるだけ抑えることとし、彩度6を超える色彩を用いる場合は、まちなみの一体感を阻害せず、ヒューマンスケールを越えない面積（2.5m<sup>2</sup>以下）を基本とする。

（参考）大きさの制限のめやす | 40cm/文字、バックパネル10m<sup>2</sup>



（参考）大きさの制限のめやす | 40cm/文字、バックパネル10m<sup>2</sup>



### 3 広告種別毎の考え方

#### A) 壁面広告物（協定第7条）

- 自己の氏名、名称、商標、ビル名称、主要な施設や店舗の名称を表示するものとする。
- 周辺建物の掲出方法も参考し、まちなみとしての連続性に配慮する。
- ビル本体の素材感を損なわない切り文字を基本とし、看板やバックパネルを設ける場合は、大きさや色彩に配慮する。
- 低層部に複数のテナントを表示する場合は掲出位置を定める又は揃えるなど、統一感や連続性に配慮する。

#### 【既往の規定】

##### ■中高層部に関する基準■

###### <ガイドライン（2.6.1）>

- 建築物の名称等を表示するもの。
- 外壁面からの出幅は30cm以下。
- 御堂筋に面する建物において、ビル名など更新頻度の少ないものの表示方法は、中長期的に各ビルで揃えていくことをめざし、基壇部の上部に表示することを検討する。



ビル名（オーナー名）をシンプルに基壇部上部に表示している例。

##### ■低層部に関する基準■

###### <ガイドライン（2.6.1）>

- 自己の氏名、名称、もしくは商標または建築物の名称を表示するもの。
- 表示面積等の制限は設けない。
- 広告物等の色彩・形態等については、2.共通事項 B) 広告物等の意匠等<色彩・形態等について>（p3、4）の記載を参照する。



掲出位置が揃い、まちなみとしての連続性に配慮された低層部壁面広告の例

---

## 【準用されているもの】

<景観計画（屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区）>

- 建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m<sup>2</sup>以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。
- 建築物の開口が80mを越える建築物については、建築物の開口が80mを越える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。
- 外壁面からの出幅は30cm以内とする。

<補足／景観読本（ii-22）>

- 壁面広告物は、まちなみのにぎわい創出のために、低層部に配置する。
- 吊下げタイプの広告物も壁面広告物として取り扱う。掲出する際は、下端の高さに配慮する。

## ■表示面積の算定方法■

<補足／景観読本（ii-23）>

- 壁面看板については、表示面の枠組の大きさ「縦×横」で算定する面積を表示面積とする。
- 切り文字・箱文字を用いて表示が一体として内容を表示する場合については、文字を囲む外郭線の「縦×横」を表示面積とする。
- ロゴマークについては、その形状にかかわらず、外郭線の「縦×横」を外郭線と見なし、この外郭線の面積を表示面積とする。

## B) 突出広告物（協定第8条）

- 店舗等の名称を表示するもの、及び第11条に規定する期間限定広告とする。
- 建築物の低層部に設置し、建築物の外観や店舗デザインとの一体感に配慮する。
- 複数設置する場合は、大きさを揃え、一列に配置するなど、位置や大きさを統一する。

### ＜バナーフラッグに関する基準＞

- 歩行者の通行空間や視線に配慮しつつ、適度な数、間隔となるよう連続的に設置する。
- まちなみとしての一体感を持ちつつ、通行者の目を楽しませ、まちを彩るよう、大きさ、形状、色彩、素材等に配慮する。



適度な数、間隔で設置されたバナーフラッグ、先端に店舗名称が記載されたオーニングの例

### ＜袖看板に関する基準＞

- 設置数を抑えるとともに、設置高さや位置を揃える。
- 突出し幅や表示面積を少なくし、形状やデザインを工夫する。



まちを彩る袖看板。突出し幅や位置を揃え、連続的に配置されている例

### ＜オーニングに関する基準＞

- 広告を表示する場合、位置は先端部分に限定し、建物名称、テナント名称、ロゴマーク程度の記載を基本とする。
- 歩行者の日よけや雨よけとなるよう、デザインや大きさ、色彩や素材等に配慮する。
- 汚れや色あせ等に対するメンテナンス性にも配慮した素材とする。

## 【既往の規定】

### ＜ガイドライン（2.6.1）＞

#### ■中高層部に関する基準■

- 御堂筋に面する建物への設置は不可。御堂筋以外の道路に面する建物への設置は可能とするが、建築物の名称等に限るものとし、広告物の突出幅は、1m以内とする。

#### ■低層部に関する基準■

- 店舗等の名称やイベント対応のための突出したサインやバナーについては設置可。
- 広告物等の色彩・形態等については、2.共通事項 B) 広告物等の意匠等＜色彩・形態等について＞（P3、4）の記載を参照する。

## 【準用されているもの】

### ＜景観計画（屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区）＞

- 歩道への突出幅は、1m以内とする。
- 歩道に突出する部分の下端の高さは、3m以上とする。ただし、歩道への突出幅が0.8m以内のものにあっては、2.5m以上とすることができる。

### c) ガラス面広告物（協定第9条）

＜ガラス面に直接貼り付ける広告物等に関する基準＞

- 形状や掲出位置を揃えるなど、建物との調和に配慮し、建物内と通り双方の見通しが確保されるようにする。
- 切り文字を基本とし、色彩や大きさにも配慮して簡潔な表示方法とする。



＜ガラス面の内側に近接して掲出・設置し、主に沿道の通行者にむけて掲示する広告物等に関する基準＞

- 室内のアクティビティや商品と一体的にデザインするなど、建物内と通り双方の見通しを確保し、歩く楽しみやにぎわいを演出する。
- 建物ファサード全体での調和に配慮する。
- パネル等に掲出する場合は、形状や掲出位置を揃え、乱雑な印象を与えないよう配慮する。
- 掲出数や情報量を抑えるとともに、直接的、過剰な表現を避け、色彩に配慮するなど、表現方法に工夫を行う。
- やむを得ずガラス面をふさぐ場合は、ウインドウディスプレイのような装飾的な工夫を行う。

切文字型の広告物により、建物内の見通しが確保されたガラス面の例



ガラス面の内側に近接して商品と一体的にデザインされた広告物の例

### 【既往の規定】

＜ガイドライン（2.2.2）＞

- 壁面はガラス主体の透過性のある構成を原則とする。御堂筋沿道にふさわしい質の高いものとなるよう配慮すること。

### ■低層部に関する基準■

＜ガイドライン（2.6.1）＞

- ガラス面利用については、外壁と一体的にデザインされたものは可能とする。
- 広告物等の色彩・形態等については、2.共通事項 B) 広告物等の意匠等＜色彩・形態等について＞（P3、4）の記載を参照する。

### 【準用されているもの】

＜景観計画（屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区）＞

- ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外壁と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

（写真は、景観説本 ii -26 に掲載のもの）



ガラス面の外側の設置例

## D) 地上広告物（協定第10条）

### 〈案内板・サインに関する基準〉

- ・ 建物の入口付近など目につきやすい場所に設置し、歩行者の妨げとならないよう配慮する。
- ・ ヒューマンスケールを越えない大きさとし、建物と調和したデザインとする。
- ・ 施設案内や集合サインなど複数設置する場合は、統一したデザインとする。

### 【既往の規定】

#### 〈ガイドライン（2.6.1）〉

- ・ 高さ5m以下。一の表示面積は2.5m<sup>2</sup>以下。原則、4以下。
- ・ 地上に設置するものは通行の妨げにならないものとする。
- ・ 御堂筋に面する建物において、テナント名などの表示方法は、表示する方法や位置がテナントごとにはばらばらになることがないよう、ビルオーナーが一元的に調整・管理することを検討する（足元に集約して設置するなど）



テナント名を集約して表示している例。

### 【準用されているもの】

#### 〈景観計画（屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区）〉

- ・ 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5m以内とする。
- ・ 表示面積の合計は、10m<sup>2</sup>以内とする。
- ・ 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。

#### 〈補足／景観読本（ii-24）〉

- ・ 歩道際に置く場合は、歩行者の妨げにならないよう配慮する。



壁面線内側に配置されたテナントサインの例

#### 〈補足／ガイドライン（2.6.1）〉

- 良質で統一したデザインとし、一体的かつコンパクトに配置した場合は、1の広告物とみなすことも検討する。

## E) 期間限定広告物（協定第11条）

- 暫定利用やイベント対応時の広告物等については、第5条から第10条までに規定する基本的な考え方を踏まえつつ、地域で連携したイベント時など、特に、御堂筋沿道全体としてのにぎわい創出に資する場合は、設置期間等について柔軟に扱うものとする。

### 【既往の規定】

<ガイドライン（2.6.2）>

- 暫定利用、イベント対応時に限り、設置基準を緩和することができるこことする。

### 【準用されているもの】

<景観計画（屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区）>

- 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合（※）は、これによるものとする。

<補足／景観読本（ii-26）>

- 「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要領」を確認すること。（※）
- 上記要領は、重点届出区域において、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高い一時広告物の表示又は掲出に係る協議等に関し必要な事項を定めたものである。設置協議対象地区において、一時広告物を掲出する場合に適用される設置基準が記載されており、一般的な期間限定広告物についてはこれを参照する。（「4. 参考資料」参照。）
- 協定で規定する「地域で連携したイベント」とは「御堂筋沿道壁面後退部分の使用行為に関する事前協議要綱」第5条に定める行為とする。（例：オータムギャラリー等）

## F) 点滅又は回転等

### 【既往の規定】

<ガイドライン（2.6.1）>

- 点滅又は回転等をしないもの。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。

### 【準用されているもの】

<景観計画（屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区）>

- 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合（※）は、これによるものとする。

<補足／景観読本（ii -26）>

- 「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要領」を確認すること。（※）
- 上記要領は、重点届出区域において、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高い可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージを用いた表示内容が可変する屋外広告物をいう。）の設置等に係る協議等に関し、必要な事項を定めたものである。設置協議対象地区において、デジタルサイネージを設置する場合に適用される設置基準が記載されている。（「4. 参考資料」参照。）
- 本協定区域においても上記要領を参考とし、御堂筋沿道のにぎわい創出に資するデジタルサイネージの設置等について、地域独自の基準や協議体制など必要な事項を定めていくことで、今後運用が可能となるような方策を検討していくことが重要である。

## 4 参考資料

※ 大阪市「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要領」

### 別表第1. デジタルサイネージ設置協議対象地区（第2条関連）

#### （1）デジタルサイネージを低層部に設置する場合

デジタルサイネージ 設置協議対象地区名	重点届出区域 地区名	対象街路	対象となる区域
大阪駅周辺 沿道地区	御堂筋地区	御堂筋（大阪環状線～梅田新道交差点）	北区梅田1丁目、梅田3丁目、角田町、曽根崎2丁目のうち対象街路に面する敷地
	四つ橋筋地区	四つ橋筋（阪神前交差点～桜橋交差点）	北区梅田1丁目、梅田2丁目（2番街区を除く。）、梅田3丁目のうち対象街路に面する敷地
難波駅周辺 沿道地区	御堂筋地区	御堂筋（道頓堀橋北詰交差点～難波西口交差点）	中央区西心斎橋2丁目5番街区、心斎橋筋2丁目4番街区、道頓堀1丁目及び2丁目、難波1丁目～5丁目のうち対象街路に面する敷地

#### （2）デジタルサイネージを中層部に設置する場合

デジタルサイネージ 設置協議対象地区名	重点届出区域 地区名	対象街路	対象となる区域
大阪駅周辺 沿道地区	御堂筋地区	御堂筋（大阪環状線～梅田新道交差点）	北区梅田1丁目13番街区、梅田3丁目1番街区、角田町8番街区のうち対象街路に面する敷地
	四つ橋筋地区	四つ橋筋（阪神前交差点～桜橋交差点）	北区梅田1丁目8番・13番街区、梅田3丁目1番街区のうち対象街路に面する敷地
難波駅周辺 沿道地区	御堂筋地区	御堂筋（道頓堀橋北詰交差点～難波西口交差点）	中央区難波3丁目8番街区、難波4丁目4番街区、5丁目1番街区のうち対象街路に面する敷地

## 別表第2. デジタルサイネージ設置基準（第4条関連）

	低層部に設置する場合	中層部に設置する場合
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。</li> </ul> <p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に市長と協議の上、コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制を設けていること。</li> <li>地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られていること。</li> </ul>
設置位置、大きさ、形態・意匠の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置位置は、原則、建築物の1階までとする。（※1）</li> <li>大きさは原則5m以下とする。（※2）</li> <li>対象街路に面する外壁面への設置及び自立型設置であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、高さ31m以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除く。</li> <li>大きさは原則100m<sup>2</sup>以下とするが、具体的な設置可能な大きさについては、設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定すること。なお、概ね100m<sup>2</sup>のものを設置する場合の設置位置は、高さ31m付近に限る。</li> <li>建築面積200m<sup>2</sup>以上の建築物のみ設置可能とし、1棟につき1ヶ所とする。</li> <li>対象街路に面する外壁面への設置であること。</li> </ul> <p>・ 対象街路に面しない外壁面への設置は不可とする。</p> <p>・ 壁面に設置する場合は建物と一体的な形態、意匠とする。</p>
周辺への影響を抑えるための基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちなみを阻害しない色彩とする。（※3）</li> <li>まぶしすぎない明るさ（輝度）とする。（※4）</li> <li>心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数とする。</li> <li>不快感を与えない音量、音色とする。</li> </ul>	
コンテンツの基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>デザイン性の高いものとする。（※5）</li> <li>観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が1/4を超えていていること。なお、災害時等の非常時においては、行政等の要請に応じて必要な情報を提供すること。</li> <li>公序良俗に反しないものとする。</li> <li>見る人に不快感や不安感を与えないものとする。</li> <li>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物については表示を認めない。</li> </ul>	

（※1）低層部に該当するか否かの判断にあたっては、歩道橋等により歩行者レベルが異なる場合は歩行者レベルを基準とする。

（※2）大きさの算定はフレームや架台等を除く画面の大きさとする。ただし、大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、壁面広告物の表示面積に関する制限の範囲内であるものに限る。

（※3）補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

（※4）夜間においては周辺状況に配慮すること。

（※5）ニュースや災害時の避難情報等を除き、原則、文字のみの広告物は認めない。

---

### 別表第3. 一時広告物掲出基準（第6条関連）

表示又は掲出の期間	<ul style="list-style-type: none"><li>原則、1ヶ月以内とする。</li><li>表示又は掲出の期間の5倍以上の期間をあけること。</li></ul>
協議の対象となる大きさ、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>大阪市景観計画に定める広告物基準に規定する表示面積を超える広告物</li><li>プロジェクションマッピング等の点滅又は動く広告物</li></ul>
周辺への影響を抑えるための基準	<ul style="list-style-type: none"><li>まちなみを阻害しない色彩とする。（※1）</li><li>まぶしすぎない明るさ（輝度）とする。（※2）</li><li>心身に悪影響を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数とする。</li><li>不快感を与えない音量、音色とする。</li></ul>
コンテンツの基準	<ul style="list-style-type: none"><li>にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。</li><li>公序良俗に反しないものとする。</li><li>見る人に不快感や不安感を与えないものとする。</li><li>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に関する広告物については表示又は掲出を認めない。</li></ul>

（※1）プロジェクションマッピング等の場合は、補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

（※2）プロジェクションマッピング等の場合は、夜間においては周辺状況に配慮すること。

## 御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会設置規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク定款第54条第3項の規定に基づき、ガイドライン推進部会内に設置する「御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会」(以下「委員会」という)に関する必要な事項を定めるものである。本委員会は、「御堂筋デザインガイドライン 御堂筋本町北地区-Ver.1-」の趣旨を補完するものとして、御堂筋沿道の広告・サイン等のデザインや掲出方法に係る自主ルールを作成し、大阪市都市景観条例第39条第1項に定める地域景観づくり協定(以下、地域景観づくり協定)として認定を受け(2020年○月○日付け)、その円滑な執行と適切な運用を図ることにより、「上質なにぎわいと風格あるビジネス地区」として魅力あるまちなみ創造に資することを目的とする。

### (活動区域)

第2条 地域景観づくり協定の対象区域は、大阪市中央区の土佐堀通りから中央大通りまでの御堂筋に面する敷地とする。

### (事務所)

第3条 当委員会は、主たる事務所を、大阪市中央区本町4丁目1-13(株)竹中工務店内に置く。

### (事業)

第4条 委員会は、第1条の目的を達成するために、次の業務を行うものとする。

- (1) 地域景観づくり協定に関連する手続き
- (2) 地域景観づくり協定の協議対象となる案件の審査、承認
- (3) 地域景観づくり協定の見直し案の作成
- (4) 地域景観づくり協定の運用に際して必要な各種規定やマニュアルなどの作成、見直し
- (5) その他、地域景観づくり協定ならびに委員会の目的達成に必要な事項

2 地域景観づくり協定やそれに基づく各種規定等の策定ならびに変更の手続きについては、別途定める手続要綱に定めるものとする。なお、委員会は、策定並びに変更した地域景観づくり協定ならびに各種規定等について、「ガイドライン推進部会」や「まちづくり検討会」において報告するとともに、広く対象区域内の地権者に周知徹底するものとする。

### (委員)

第5条 委員会の委員は、第2条に定める活動区域内の敷地の所有者又は敷地における建築物の所有者から構成し、別表1のとおりとする。

### (役員)

第6条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選により定め、副委員長は委員長が定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにはその職務を代理する。

### (アドバイザー)

第7条 委員会に、アドバイザーを置くことができる

- 2 アドバイザーは、委員会の求めに応じて、委員会への出席や委員会の運営に必要な助言を行う。

3 アドバイザーの選任、解任は、委員会の決議にて行う。

(会議)

第8条 会議は、以下の場合に委員長が召集する。

- (1) 地域景観づくり協定に基づく案件の審査、承認を行うとき
- (2) 地域景観づくり協定やそれにに基づく各種規定等の内容の変更が必要なとき
- (3) 前項のほか地域景観づくり協定に関する手続きが必要なとき
- (4) その他委員長が必要と認めたとき

(決議)

第9条 委員会の決議は、全委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数により決する。

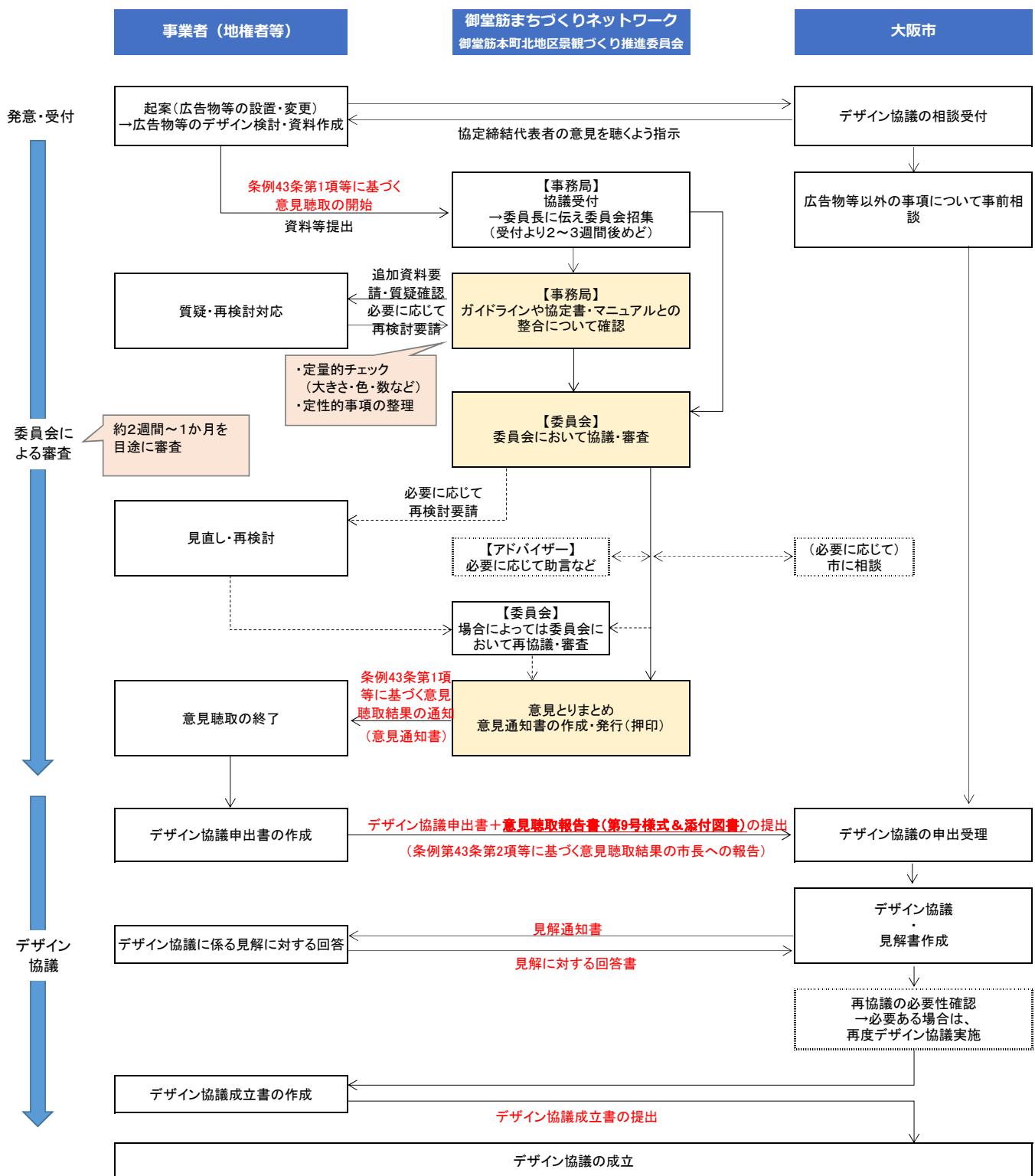
(附則)

1 この規程は、平成29年11月2日から施行する。

(附則：令和2年○月○日)

1 この規程は、令和2年○月○日から施行する。

■地域景観づくり協定に基づく協議・審査フロー（案）



## 認定地域景観づくり協定意見聴取報告書

年 月 日

大阪市長様

広告・サインの設置等を行う  
事業者名を記載

(報告者) 住 所 ○○市

法人その他の  
団体にあって  
は、主たる事  
務所の所在  
地、その名称  
及び代表者の  
氏名印

フリガナ  
氏名印 株式会社 ○○

代表取締役 ○○

連絡先 (担当者氏名・電話番号)  
○○課 ○○

TEL : — — —



認定地域景観づくり協定に係る区域内における建築等に関する意見の聴取を行いましたので、大阪市都市景観条例第43条第2項の規定により次のとおり報告します。

記

### 1 認定地域景観づくり協定の名称

御堂筋本町北地区 広告・サインに係る地域ルール

### 2 認定地域景観づくり協定の対象となる区域

大阪市中央区の土佐堀通から中央大通までの御堂筋に面する土地の区域

### 3 条例第43条第1項各号に掲げる届出等に係る行為の場所及び種類

#### (1) 行為の場所

(地名地番) 大阪市中央区○○  
(住居表示) 大阪市中央区○○

#### (2) 行為の種類

(例) ・屋外広告物の設置  
・屋外広告物の意匠変更 など

広告・サインの設置等を行う  
場所や行為の種類を記載

御堂筋まちづくりネットワーク・御堂筋本町北地区景観  
づくり推進委員会が記名押印して発行した意見書を添付

<添付図書>

- 認定地域景観づくり協定を締結した者の代表者の意見を記載した書類（代表者の記名押印のあるもの）を添付してください。